



議案第六二号

三朝町職員旅費支給条例の一部改正について

つぎのとおり三朝町職員旅費支給条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十  
六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年八月十日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四拾参年八月拾日 原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀雄

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

三朝町職員旅費支給条例（昭和二十八年三朝町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は規則で定める。

ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第一条に掲げる普通旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。